様式第38の８（第40条の10第１項第１号、第40条の14第１項第２号ニ関係）

電気通信事業一部認定申請書

［略］

［１　略］

２　電気通信設備の概要

［(1)～(3)　略］

［注１～７　略］

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［(4)　略］

［注　略］

様式第38の９（第40条の10第１項第２号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）　兼　電気通信事業一部認定申請書

［略］

［１　略］

２　電気通信設備の概要

［(1)～(3)　略］

［注１～７　略］

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［(4)　略］

［注　略］

様式第38の８（第40条の10第１項第１号、第40条の14第１項第２号ニ関係）

電気通信事業一部認定申請書

［同左］

［１　同左］

２　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［注１～７　同左］

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［(4)　同左］

［注　同左］

様式第38の９（第40条の10第１項第２号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）　兼　電気通信事業一部認定申請書

［同左］

［１　同左］

２　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［注１～７　同左］

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［(4)　同左］

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。